

荒尾市優良工事表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、荒尾市（以下「市」という。）が発注した建設工事において、他の模範となる特に優良な工事（以下「優良工事」という。）を施工した者の技術力を積極的に評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者の社会的評価を高め、建設産業の振興及び公共工事の品質の確保に資することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰の対象となる者は、優良工事を施工した市内業者（市内業者のみで構成された特定建設工事共同企業体を含む。以下「施工者」という。）並びに当該工事の現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）とする。

(表彰対象優良工事)

第3条 表彰の対象となる優良工事は、前年度にしゅん工した市発注工事のうち、表彰日までに市から工事成績評定通知があったもので、工事成績評定点が80点以上の工事とする。ただし、施工者が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰の対象としない。

- (1) 前年度にしゅん工した市発注工事において、工事成績評定点が65点未満の工事があった場合
- (2) 前年度の当該施工者の市工事成績評定点平均（優良工事の許可業種に限る。）が、前年度の市全体の工事成績評定点平均（優良工事の許可業種に限る。）を下回った場合
- (3) 前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、施工者が建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を受けた場合又は荒尾市競争入札参加資格指名停止等措置要綱（平成7年3月31日告示第37号）に基づく指名停止措置もしくは文書警告を受けた場合。ただし、施工者又は技術者等の重大な法令違反等が明らかでない場合は、表彰日までに処分が確定していない場合であっても、表彰から除外することができる。なお、このただし書きの規定により表彰から除外された場合は、重大な法令違反等が明らかになった日をもって処分が確定した日とみなし、実際に処分が確定した日が年度を跨いだとしても翌年度の表彰には影響しないものとする。
- (4) 当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない場合
- (5) 前各号の規定に掲げるもののほか、前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他被表彰者として不適格と認める事実があった場合

(奨励賞の対象工事)

第4条 前条の規定による優良工事の対象がない場合は、次に掲げる部門ごとに工事成績評定点の最高点の工事（以下「奨励工事」という。）の施工者を奨励賞として表彰する。

- (1) 土木一式工事

(2) 建築一式工事

(3) その他(管・電気・舗装等)工事

- 2 工事成績評定点が同点の場合、最大2者までを表彰する。同点が2者を超える場合、別に定める工事成績採点表により評定点の小数点第1位までを比較し、それをもって同点の場合は、同表の安全対策、地域への貢献、品質、創意工夫の順に評価項目点の高いものから評価し、第5条で規定する荒尾市工事表彰審査会で審議のうえ決定する。
- 3 奨励賞の表彰対象から除外する工事については、前条第1項第1号から第5号までの規定を準用する。この場合、「優良工事」とあるのは「奨励工事」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により表彰対象となる工事が除外になったときの繰り上げ表彰は、工事成績評定点が同点の場合を除き実施しない。

(審査会の設置)

第5条 市長は、被表彰者を選定するため、副市長(会長)、総務部長(副会長)、建設農水部長、土木課長、都市計画課長、建築住宅課長、農林水産課長、企業局建設課長及び契約検査室長で構成する荒尾市工事表彰審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(表彰の決定)

第6条 審査会は、第9条に規定する事務局が表彰候補者として提出した工事の中から被表彰者を選定し市長に報告する。

- 2 市長は、審査会の選定結果を受け、被表彰者を決定し、表彰する。

(被表彰者及び優良工事概要の公表)

第7条 優良工事の被表彰者及び優良工事概要については、市ホームページで公表する。ただし、技術者等は、本人の同意が得られない場合は公表しない。

(表彰の取消し)

第8条 市長は、施工者、技術者等が表彰を受けた工事に関し、建設業法に基づく監督処分を受けた場合又は荒尾市競争入札参加資格指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、もしくは被表彰者として不適格と認める重大な法令違反や社会秩序に反する行為があった場合は、当該工事の表彰を取り消すものとする。

(事務局)

第9条 本要領に係る事務は、総務部契約検査室において行う。

付 則

この要領は、平成30年6月26日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年6月14日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年6月10日から施行する。